

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和2年6月18日（木）

開 会（午前10時0分）

【議 事】

○請願第1号「児童の権利に関する条約を促進する研究・議論を求め
る請願」

粕谷委員長

はじめに、本日は参考人として、近修さん、清水康平さんに御出席をいただいております。

この際、参考人の方に一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。

さっそくですが、議事の順序等について申し上げます。

初めに、近参考人、清水参考人のお二人に、あわせて10分程度で御意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

【参考人意見開陳】

近参考人

今回請願をさせていただいたのは、児童の権利に関する条約があまり守

られていない現状がありますので、それに対して所沢市議会ですらいろいろと
考えて、よりよいシステムをつくっていただきたくお願いしました。

具体的に第三者委員会と書いてありますが、一番の目的は皆様に児童の
権利条約を認識していただき、よりよいアイデアが所沢市議会から出れば
一番いいかなと思っています。いろいろな面で、いろんな方向の物事が考
えられると思います。児童の権利条約の内容は多岐にわたっているので、
所沢市の中でどれを最初にできるのか、僕には分かりかねるので、それは
行政と議会でもんでいただいて、やれることから順番にやっていければと
思います。僕からは以上です。

清水参考人

本日はありがとうございます。機能と制度について、今回の請願の趣旨
について説明します。

1つ目に、現在家庭と教育現場、習い事、地域、様々な状況において子
供が抱えている問題が存在しています。子供は常に成長していける力を持
っていると皆さんもお考えかと思いますが、その可能性を広げていくこと
が大事だと考えます。その可能性を広げていくために必要なことを所沢市
として、持って考えてもらいたいと思います。ゼロ歳から18歳までの子
供の個性をしっかりと捉え、それを周りの大人、行政も含めて共有してい
き、それを維持、そしてその可能性を伸ばしていくことの継続的な支援が
必要だと感じています。具体的に言うと、現在ひとり親家庭も多いですし、
一方で裕福な家庭もあると思います。教育を受ける中で、対価を払う塾や

習い事が今様々存在していますが、対価を払って差が出てくる、あるいは質も差が出てくる現状がまず社会として存在します。子供の可能性を広げるために、まずお金が必要ということを押さえておかなければいけません。また、家からの支援を受けられずに虐待を受けている子供もいて、その中で得られる教育的資源はとても狭いものです。社会から孤立している子供も、私の個人の活動の中で見てきました。そのような子供がなかなか外に出られずに不登校や自己肯定感を失う結果となっています。自分の将来の可能性を広げるための環境を整えていきたいという考えのもとで、今回請願のために調べ、資料にも掲載しましたが、所沢市でも児童数が減っている中、不登校の件数が増えています。児童数は減っているにもかかわらず、不登校の件数が増えているので、このことを何とかしていかなければいけないので、さらに説明します。

私の地域で起きたことを具体例として挙げます。自殺をしようとした子供を私は目の前にしました。その家庭は普段から親が家を留守にすることが度々あります。週末にかけて家に戻ってきません。ある週末の日に親が帰ってきて、子供の話を聞こうとせずに家事をお願いしました。そのとき親はソファに寝転がって、携帯電話をいじっていました。年下の子供もいて、普段から年上の子供が年下の子供の面倒を見ながら、親が帰ってきても親の仕事をしてくれない状況に置かれた子供は、そのときは洗い物を頼まれたのですが、目の前にある包丁を手にして自分の胸に刺そうとしました。母親は必死に止めました。結果的に自殺ではなく、未遂だったのでよ

かったのですが、このことを本人から話を聞きました。このことを私から児童相談所とこども相談センターと学校に、通報しないでくれということがその子の願いだったので、通報ではなく相談として報告しました。しかし、報告では行政の立場からは何をすることもできないと突き返されました。今後、この子はどうなるのかと話したときに、今は生きているので大丈夫ですよという結果でした。

現状として制度的には子供の相談をする機関は存在しますが、そこからどのように一人一人をケアしていくかというところにまでなかなか至らない現状があります。では、どのように子供たちを救えるのかと考えました。学校以外で関われる大人や年上の方が、まず身近にいることでロールモデルを自分の中でつくっていくことが方法の1つとしてあります。また、進路について気兼ねなく相談できる人がいる環境があれば、このような結果を防ぐことができたのではないかと思います。その子供がどのような苦しみを受けていたのか。まず家庭での苦しみが1番です。ずっと耐えてきたが、それを打ち明けるところが今までなかった。唯一私はその話を聞いた存在でしたが、常日頃から聞くことができているならば、その子供は自殺をするという選択をしなかったのではないかと思います。未然に防ぐことが大事かなと思っています。そのことから担当課同士の共有または、現場での共有、ここで言う教育委員会や現場としては学校になると思いますが、そのようなところから共有して、対策するに至らないそれぞれの部署の課題点を整理していく、協議していく場所が今求められているのではないかと

と思います。非常に複雑ですが今後に向けた対策が必要だと認識していた
だけだと思います。

2つ目は制度についてですが、第三者機関について、近からも話があり
ましたが、最初の事例の子供が自殺を選択しないようにする、未然に防ぐ
手立てが必要なので、1つ目のポイントとして押さえていただければと思
います。子供の相談機関は存在します。しかし、子供の普段からの小さな
悩みを打ち明けることができる人や場所、環境といった資源が必要です。
そのための第三者機関ということ。もう一つは、皆さん、中高生が地域で
どのような活動をされているか分かりますか。私は自分の地元に住んでい
ても、中高生が今何をしているのか全く見えません。中高生を集めて、今
私は活動しているので、逆に高校生に大人が何をしているのか分かります
かと聞いたら、接点がないので分かりませんと答えました。このギャップ
がすごく、非常に怖いと思います。一方で、つい数年前、私はファースト
フード店やファミレス、フードコートに子供がたむろしている、勉強して
いたり、携帯電話をいじっていたり、ゲームをしている姿を異様な光景だ
と思っていました。しかし今はそれが当たり前のように見えてきています。
このことは本当に当たり前なのか、非常に思うところです。子供がお金を
払って、自分の居場所をつくらなければ、この地域に存在しないというこ
とが現状です。背景として、本来であれば児童館がそれを担うべき場所だ
ったのではないかと思います。しかし現在、学童化してきていて、中学生・
高校生が余暇で活動する場所が奪われつつあります。お金を払って、自分

たちが活動する場所を保障しなければ、まず地域で活動することができなくなっていて、それを本来大人が保障していかなければならないものと考えています。そのための、このような場所が欲しい、相談する場所として、子供の意見を吸い上げられるような機関、制度が欲しいと思っています。

度々言いますが、以上の2つの機能と制度を果たすために各担当課・部署の縦割りの役割ではない、それを越えた考え方を持つことが今求められているのではないかと考えます。

最後に、これは行政だけで行うことではないと私は思います。私たち市民がしっかりと子供をどのように捉えるのかということをお学ばなければならぬと思っています。先ほど言いましたファミレスでの過ごし方や、そういったこともおかしいと、まず市民が思わなければいけません。公園ではボールを使ってはいけない、地域によっては鍵をかけているところもあり、すごく制限されている中で子供は過ごしています。それが当たり前ようになってきているということを一度振り返らなければいけないという議論ができる場をつくっていけるようにしたいと思っています。子供の話を聞こうとする大人が多いまちは、子供にとってすごく優しいまちになるのではないかとということで、子供に優しいまちづくりという括りの中で議論ができればと思っています。

【参考人意見終了】

粕谷委員長

ありがとうございました。以上で、参考人からの御意見の開陳は終わりました。次に質疑を許します。なお、念のため申し上げますが、参考人は

委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、御了承願います。

【参考人への質疑】

平井委員

とてもいい話を聞かせてもらった。子供たちの現状がよく分かった。私自身が日頃考えていることと一致していると思った。桑島元議員が中高生の居場所づくりを質問したことがあって、私も全く同感であった。今の子供たちが、どんなに大変な思いで学校に行ったり、家で過ごしているかを考えるといつも胸が痛んでいて、このような請願が出されたことに対してもすごくうれしいと思った。第三者機関の具体的な事例が私には想像できないが、行政だけではなく市民も一緒にという事例があれば教えていただきたい。

清水参考人

子どもオンブズマンという制度が各自治体で増えてきていまして、東京都立川市にもあると思います。子供の意見を吸い上げる場として、市民と行政という形については、このようなものということはありません。子供の声をしっかりと聞く意味では年齢を問わず、立場を問わず、子供の意見を吸い上げられる場があれば今の子供のいじめや虐待、そうしたものも未然に防ぐことができるのではないかと取り組んでいるところは増えてきています。

平井委員

具体的には子供の権利に関するオンブズマン制度を設置してほしいというイメージか。

清水参考人

オンブズマンが先にきてしまうと、なかなか難しいものかと思っています。まずは子供の現状を把握することが大事で、そのために所沢市としてオンブズマンがいいのかどうかというところは、まず議論していかなければならないと思っていますので、そのための議論ができる場として、所沢市として子供に優しい環境をつくっていけるのかというテーマで話していくことがまずは大事だと思っています。そのために今回、第三者機関は一番の目的ではなく、まずは議論できる場をつくっていただきたいと考えています。

平井委員

議会に特別委員会を設置してほしいと受け止めてよいのか。よく請願書を読んでみたが、何をつくりたいのか分からない。今日聞いてみてよく分かったが、そのようなものの設置、具体的な名前は分からないが、そのようなものをつくってほしいということか。

清水参考人

子どもの権利条例に子どもオンブズマンをしっかりと位置付けることが、オンブズマンがしっかりと機能する前提になるので、まずは子どもの権利条例を、所沢市として子供をどのように見守っていくか、どう考えていくかを市民レベルで、行政レベルで共有していく流れをつくっていく中

で、子どもオンブズマンが出来上がってくると思っています。制度的には、もちろん子どもオンブズマンに近いものと認識しています。

浅野委員

今日はいろいろありがとうございます。所沢市に限らず、行政で抜けている部分だと思う。中高生の居場所はない。中高生は学校にいるものと思っている面が大人から見たらある。我が子を見ても部活を一生懸命やって、どこか違う場所に勉強に行くなんて思いつかない学校オンリーの生活をしてきた。でも今はおっしゃったように、いろいろな家庭があるし、多様性があるので学校以外に居場所を求める子供も多いと思う。請願書を読んでも何を求めているのか分からない。今お聞きしたら、居場所と相談場所、相談に来たら縦割りにならないで、学校や行政が市民の協力を得られるなら、そのような人たちが力を合わせて子供たちの悩みを聞いたり、前向きになるように子供の幸せを考えようということか。相談というのは東京都西東京市の子ども条例があって、子どもの権利擁護委員がいて、子ども相談室では大学の先生やカウンセラー、心理士がいて子供の相談を受け場を公にきちんとつくと書いてあったが、そのようなことと、今の児童館は午後6時とかに閉まるため、中高生の場所になりにくいから、そのような場所を新たに両方望んでいるのか。

清水参考人

今回請願をするに当たって、そこは私たちも難しいところだと感じました。多岐にわたる子供に関する問題がある中で共通していることは子

供の声をしっかりと吸い上げる場が一番だと考えています。その中で子供の居場所という手立ても必要であるし、子供の相談も必要だと認識しています。どちらが欠けてもよくないということがある中で、今所沢市としてできることは何かと考えたときに、これというものではなく、それを皆さんと共有しながらつくり上げていく場所をまずつくっていかなければいけないと思っています。

浅野委員

西東京市は子供の居場所を民間のNPOやPTA関係の人がやっていて、御存知かと思うが、広域の中学校で7つ、こども放課後カフェがある。午後3時から5時まで、飲み物だけ用意してあり、子供が部活の途中でも来て、多いときには400名が来て、クラスや学年を越えておしゃべりをしたり、スマホは使用禁止で、トランプをしたり、人間と人間が関わるゲームをして、すごく好評らしい。民間の協力で、それを学校が許していることが素晴らしい。そのように受け入れる行政、子供はやはり部活とクラスの子供以外の人としゃべりたいけれど時間がない。その場があるといいとすごく思っている。西東京市は子ども条例があるので、民間の人の力でどんどんつくってきたようだ。それをつくるには条例みたいなものも必要かという気もするし、とにかく議論を始めてほしいということか。

清水参考人

はい。

入沢委員

大変素晴らしいお考えをお持ちであると思ったが、この請願を提出するに当たり、ご自身の体験などあればお聞かせ願いたい。

近参考人

地元の友人などの家庭の問題があり、有名なところでは、山口小学校で先生を新聞社に訴えたお母さんがいて、その家庭のお母さんも子供も知り合いです。その背景として、離婚問題がありまして、離婚に対してお父さんが疎外されてしまった。そのことに対して子供がお母さんに対して反発をして、関係にひずみが生じてしまい、学校でも荒れてきてしまったこともあります。家庭でのことが周りに影響してしまう、根源的なところとサポート的なところと両方を含めて考えることができるようなものがあるといいなと思っています。どちらか一方だけを考えても、解決はしないと考えます。子ども権利条約に係る請願書の中に記載してある家庭のこと、市でできることはやっていくべきであるし、学校で子供のケアなどできることはやっていくべきであると思っています。

入沢委員

普通は児童相談所などがやると思うが、児童養護委員やオンブズマンがそういったことをやるということか。具体的にどういった他市事例を想定しているのか。

近参考人

他市においては、これといった決定打がないのが現状です。家庭の問題に介入するとなったらADRだったり、保健師であったりが親に介入する

ことはよくある話です。そのときに子供の意見を誰が聴取しているのかと
いったら、誰も聴取していない。それが、聞こえてくるのは先生だったり
するのですが、先生がちゃんと介入できているかといえば、子供の声を聞
いてどこかに届けることはあまりなく、また親に戻るということになって
います。子供の声を聞いて、ちゃんとしかるべき機関で検討するところが
できることが理想です。

入沢委員

現実的に他市の先進事例はないということだが、そういったことを含め
て今回の請願は市が考えてつくってくださいということによいか。

近参考人

一からの構築だと思っていますので、他の市町村に先駆けてではないで
すが、新しいことをつくっていかねばならないと思っています。

入沢委員

今回の請願の内容を文書どおりに捉えさせていただくと、各基礎自治体
で子供の権利条約をやられていて、それに伴って第三者機関をつくられて
いるが、そういったものをつくってほしいということではなくて、一から
子供の意見を聞いたりするようなものをつくってほしいということによ
いか。

近参考人

そこも含めて相談しながらつくればよいと思います。今あるものもよ
いところがありますが、それは完璧ではないと思います。どこまでが市が

できるのか、自分たちには分からなかったもので、曖昧なものとなっています。

清水参考人

現時点で小学校や幼稚園や保育園、そして学童や児童館など、それぞれ、現場がある中で子供の困り具合などについては、現場の中で把握し、解決に至るところまで対応していただいているのが現状だと思います。その中で、請願として出させていただいたのは、継続的な支援が一番の目的ですので、幼少期だけでよいということではなく、その子が抱えている問題というのは家庭の問題、社会的な問題も含めてですが、その後も影響が出てくる問題なので、それを解決するに当たって保育園の情報を小学校にもしっかり理解していただきたい。そして、中学生、高校生になってもその影響というのは、家庭が変わらない限りは変わらないので、そういったことも含めて行政の中でのパイプをつくっていくことは理想論の1つとしてあります。今入沢委員からのご質疑の内容の答えとしては、私たちがこれを行ってほしいと市にお願いしたものではなくて、まずは、子供の今の環境を各部署のプロフェッショナルの方々と共有し、その後、今の所沢市にとって何が必要なかを考えていきませんか。子供にとって大事なことは何ですかということを改めて考えていきましょうということをもつていただきたい、つくってほしいというのが今回の請願の内容となります。

入沢委員

請願書の字面だけ見るととにかく子供の権利条約について、他自治体でやっていることを所沢でもやってくれということが、件名にそれを促進することについて研究・議論を求めるといったこととなっているが、要旨には、子どもに纏わる意見を拾える第三者機関を設けて研究・議論する機会を創生していただきたいということで、条約をつくることを検討するのか、西東京市など他市の例で第三者機関のことが添付されているが、第三者機関をつくることを議論する機会をつくってくれと、正直に申し上げると、件名と要旨があまりよく分からない。何かよく分からないが、子供に纏わるいろんなことを市で議論してくれと言われても特に他市にそのような事例が全くないという状態で、一からつくってくれということなのか。

清水参考人

その部分が請願を出す際に一番難しかったと思います。浅野委員からもお話があったとおりですけれども、まず、環境をつくっていくことが大事なのか、制度を先につくっていくことが大事なのかというところがすごく難しいところだと思っています。両方同時に進めていかなければならないのかなということを今回は捉え、請願の内容がこれというようになかなか捉えにくいものとなっていると思っています。まずは、子供の意見を吸い上げていくことを地域全体として、そういった環境をつくっていくこと、示していくことは必要だと思っています。その中で、どのように子供の環境を捉えて、子供の意見を聞き出すのかというところでは、今現状としてある学童、児童館、保育園など各子供に携わる環境はあると思いますが、

果たしてそこで事足りるのかというところが今回の請願の内容です。放課後の時間、子供の余暇というところの部分でどのように子供の意見を吸い上げられるように、吸い上げやくするためのものをつくっていくかということで第三者機関が存在します。そのために、所沢市の現状を把握して、他市の現状はそれぞれ、先ほどカフェという話を出していただきましたけれども、カフェがよいとは言えない訳です。所沢市に何が合っているのか分からない中では、皆さんで議論していく中で、どういう形がよいかということをもまず話し合っていきたいですということを請願として出させていただきました。

入沢委員

逆に、子供の権利条約を制定してくれと。それに伴って、第三者機関、権利擁護委員とかができるので、どのようなシステムを考えていられるか分からないが、いろんな相談を権利擁護委員が受けるという形を所沢でつくってくれというふうに捉えてしまう。そうではなくて、とりあえず、何か議論をしてくれと、全く他市の事例がない中で一から作り上げてくれと聞こえてしまうがいかがか。

清水参考人

全くそのとおりで、ゼロからつくっていくのかどうかという部分では、今、現状としてないものなので、必ず、ゼロからのスタートになるものと思っています。なぜ、必要なのかということは、冒頭で話をさせていただきましたが、今の各担当部署の枠の中でしか動けない現状が、実際に存在

するというのを肌で感じたところです。その部分をどうにかして、考えていける機関もしくは議論できる場、どちらがよいのか分かりませんが、機関となると条例など様々な課題がありすぐには進まないで、まずはその必要性をしっかりと吟味していけることでの議論ができる場ということで提案させていただきました。

入沢委員

子供の権利条約を制定することが目的ではないということによいか。

清水参考人

子供の権利を示していく、子供の権利条例に似たものでも構いません。子供に優しいまちづくりとして、子供にとってよい環境が何なのかを考えたときに、所沢市としてこういう考えを持ちながら、子供と携わっていきましょう、子供の環境を考えていきましょうというスタイルができることが大事かなというふうに考えています。それが子供の権利条例なのかは分かりませんが、子供の権利条例を制定することはそれに近いものはあると考えています。

入沢委員

理由のところ、
「市内の子どもの相談件数が多く担当部署だけでは対応しきれず」とあり、その後に児童相談所のトラブルで「保護者からも提訴されています」や「子どもによる行動問題を制止した担任に対し過剰に騒いだ事件」など所沢市の例が書いてあるが、こういったことで、このようなことを書いたのか。

清水参考人

私自身、子供の居場所づくりをやっています、小学生から高校生までの、自由に来ていいですよという居場所を小手指地区で取り組んでいます。その中で学習会等もあり、教育センターからの学習会の中でこれだけの人数の不登校の子がいます、それは右肩上がりですという話を聞いて、数字的なところを把握しました。一方で、私が感じているところでは、不登校の人数は私が見ている子供の中でも多い比率です。その子たちの多くは先生からの裏切りに合ったということで、行政が支援している団体に子供が行けなくなっている子供も全員ではないですがいます。個人がその子供に対しての支援を行っていることが事実としてあります。その中でどのようにその子たちの解決に至るのかというところで、現場レベルで、私たちボランティア活動をしている仲間同士ではそこをつなげていくパイプが現在ありません。「子供が困っているね、そうだね、困っているね」で終わってしまいます。そこをつなげていく支援をできる場が現状としてこども相談センター、児童相談所、教育センターと多岐にわたっていますが、そこを実際に支援している、子供を目の前にしている現場でどのように支援していったらよいのかというところの先が見えないという現状を私自身が感じています。

浅野委員

そういう場づくりをされていてすごいと思う。子供はいつも接して下さる方の中で本音を言うというか、行政の第三者機関に来て「私は」なん

と言える子供はほぼいない。むしろ民間の方が行政につなげる役割がスムーズにできるようなことはとても必要だと思う。今おっしゃった大事な事件、先生に裏切られて不登校になったという。残念ながら所沢市で自死なされた中学生の件の報告書を読むと、それに近い、先生からのいじめみたいな形でとても悲しい事件なのだが、例えばそれが、第三者機関ができたとしたら、その子供に対してのケアというのは、第三者機関はどんなことをできると思うか。

清水参考人

まず1つ目ですが、第三者機関が直接何かをするというところでは、子供が電話をする、相談機関に行くというのは、ハードルが高いものだと思うふうに私も認識しております。ただ、来てくれさえすれば、その後のケアというものは、社会につなげていくための支援を考えて、その子供に対してのケアをしていく。2つ目は、現状として、そういう個人がボランティア活動をしている中で、そういうケアをしている団体が私の知っている限りでは32団体以上あります。その32団体の方々のノウハウを尽くしても、その子供たちのケアというのはなかなか難しいです。というのは、子供に携わってきた人たちが見ているわけではなく、子育てをした方々ぐらいの知識の中で子供と携わっていますので、これが児童相談所に相談してよいものなのかどうか、どこにつなげていったらいいのか、つなげたら親と子供は引き離されてしまうのか、そういうことを考えると連絡できないというのが現場としての声です。その中で、子どもオンブズマン、第三者機

関として、こういうふうな考え方の元で、何かあればここに相談してもらっても構いませんよ、若しくはこういうふうに支援していただきたいね、というものができあがっていくことで、市内のそういうケアしなければいけない子供たちへの支援が一律化ある程度していく、質がある程度担保できるようになっていくことの方が、今は大事かと思っています。

福原委員

今日はありがとうございます。様々、やりとりされている話を聞き、近さんと清水さんの話を聞いて、子供の周り、環境を守る体制とか、聞く姿勢、行政のあり方だとか、まだまだ不足しているのだなど、そしてそれを何とかつなげて、まず子供たちの権利を守って、一番の目的は子供たちの幸せである。子供たちが元気に、自分たちのやりたいことができるような、守っていけるような仕組みをつくってほしい、体制をつくってほしいということが、私の考える中では、一番の願いなのかなということを感じた。そういうことでよいのか。

近参考人

そのとおりです。

清水参考人

そのとおりです。

福原委員

行政の立場、議会の立場、ボランティアの方々、様々な立場があると思う。誰がそれをやるのかとなったときに、やっぱりそれは皆でやっていく

べき話だと私は感じている。今回の請願を見ると、件名がとても大事で、児童の権利に関する条約を促進する研究・議論を求める請願となっている。今の話を聞いてほしいのイメージはついたのだが、何とかそれを、行政に仕組みをつくってほしいと。どういうふうにしたらよいかは分からないけれども、何がよいか分からないけれども、行政に促進する研究・議論を求めていくということによろしいか。

清水参考人

おっしゃるとおりで、行政にだけということではないんです。そこをしっかりと、市民の声も踏まえて一緒に考えていける、議論できる場をつくっていききたいというふうな願いです。

福原委員

所沢市の中で何もやっていないというわけではもちろんなくて、子どもに関する例えば、条例だと、所沢市子ども・子育て会議条例というのがある。子ども・子育て会議という中での議論、これはもちろん子供は入っていないけれども、民間、行政、事業主を代表する人、労働者を代表する人、公募で入っている人とか、様々な立場の方が入って、子ども、子育てに関する議論というか協議をする場というのは一応あるわけである。これでは不足ということか。

清水参考人

今、現状として私が把握して報告書とか見させていただいている中では、現状にある制度の中で、議論されているものに関して、すごく意味はある

と思っていますし、大事なことだと思っています。ですが、私が今回お伝えしたいのは、ここの中で収まらない子供の課題というのがまだたくさんあります。ということ拾い上げていくところがないので、その話をしていける場をつくっていきたいということです。

福原委員

拾い上げる場、例えば子供の声を具体的に聞く場、いろいろな、清水さんも含めて子供の声を聞いて何とかしないといけないなと思っている声を吸い上げる場が第三者機関ということによいのか。

清水参考人

まず吸い上げなければいけないと思っています。

福原委員

それは、行政の中でつくってほしいのか。様々な話が出たけれども、第三者機関というのは地域でつくろうと思えばつくることができると思う。つくったものを、こういう意見が上がりましたと。なかなか行政で捉えきれていない部分というのも今まであったかもしれない。だけど、不足している部分というものを、じゃあ、こういう団体をつくって、それを行政に例えば要望として、いろいろな手段があると思う。手続きも一杯あると思う。それをちゃんと手続どおりに則って、この子ども・子育て会議の方にそれを協議の題材として上げてもらう、若しくは、実際に所沢市こども支援センターというのが市であるけれども、こういうところにそれを具体的に持っていき、協議をしてもらうということが必要かなと思う。総論的な

話になってしまうと思うが、恐らく、清水さん、近さんが言っている部分というのは、それもあるけれどももっと現場レベルでいうと、各論の話で、子供一人一人、悩みとか課題とかたくさんあって皆違うと思う。一人一人に対する思いというものを、どうやって具体的な支援に結び付けていけるのか、仕組みがないんじゃないかということも言われているのではないかと思う。それも含めてこのこども支援センターにしっかりと相談する手続きを、順番を踏んでやっているかどうかというのが大事かと思うのだが、その辺の考えはいかがか。

清水参考人

こども支援センターの方でつなげていくということは、絶対にやらなければいけないことだと思っております。大人の義務として、そこはつなげていく、ただ、そこからの先、子供がどういうふうになっていったのかというのは、守秘義務になっていくので、どうなったかが見えないのですが、近所で付き合っている子供とかもいますので、直接話すこともあったりしますけれども、そういったところでつなげていった先、その担当課の中での支援できる内容というのが限られてしまうので、担当課を越えた同士の、それぞれのノウハウをしっかりと結び付けて、違うこういう支援もありますよということも、もっと広げることはできるのではないかなと思っております。そういった意味では、現状あるものを、変えていくというよりは、そこを機能としてもっと生かしていくというよりは、新たな発想としては、もう少しちょっと斜めからの見方で、こういう考え方を持てる機関があっ

てもいいのではないかなというところでは、問題があったときに、担当課の中でどういうふうに解決するかということしか考えられないので、そこだけで止まってしまうと、その子の支援がどうしても可能性が狭まってしまうというのは、私自身、感じています。そこから具体的に何を言いたいかと言いますと、不登校になりまして、行政から実際に支援を受けましたとなったときに、社会につなげていくためのプログラムというのが難しいのが一番の課題です。その社会というのは、私たちも含めた大人がその子を理解しなければ、社会というのはその子にとって途絶えてしまうものなので、今、現状としては、その子が支援を受けてしまったら、その子がその先どうなったかが分からないんです。なので、そういうところでの、可能性を狭めていってしまう。現状としては、制度的にはそれをしなければいけないですし、担当課としてもそれはしなければいけないことなんですけど、それ以外の方法として、こういうふうに、こういう事業者があつて、あなたのことを受け入れてくれますよとか、そういったことでの支援ということも必要なのかな、というところでは、先ほどおっしゃっていたとおり、行政がそれをやるのはすごく難しいと私は思います。浅野委員が言ってくださったとおり、民間でやっていることも結構多いです。実際に民間が委託をされてやっているところも多いので、それをじゃあ、行政がやるべきなのか民間がやるべきなのかは、まず、その問題というよりかは、今、現状としてこういう課題があつて、この課題に対してじゃあどういふふうにアプローチしていくのかとなったときに、民間なのか行政なのかと

いうことを考えるべきなのかなと、先に民間か行政かということではないのかなと考えています。

平井委員

私にも今の事例にぴったりな相談があって、ずっと不登校だった女の子を、あるお宅で預かっていた。ところが、高校を卒業と同時に、結局、相談所では18歳までということで帰されてしまうわけである。そうすると、預かっているお宅も自分の家の子供もたくさんいて、預かれないということで、帰ってしまった後のことは、彼女も掴めていないし、私も掴めていない。そういう状況になったときに、私は相談を受けて、何もできていないとすごく苦しんだことがある。まさにそのとおりで、そういうフォローをしていって、この子のこれからの将来に向けて、何とかしてあげたいという気持ちがある。本当にこれは探っていくような状況なのだけれども、今、お話を聞いていて、私たちにはない視点をおっしゃっていただいたということでは感謝をしたいぐらいである。子供たちの行き場所がなくなってしまうことがいっぱいある。我々も掴めていない。本当に、行政がやるべきか、民間がやるべきか、ということでは、両方がやっていくようなものがあれば、本当によいと思う。具体的なものがないので、説明していて想像の中でいだけだけれども、私は自分の事例として、あの子がそうだったな、と思った。そういうものがないことに対して心が痛むぐらいである。おっしゃるとおりだと思う。

入沢委員

行政の支援を受けてしまうと、そこからは守秘義務という、今まで相談を受けていた子供たちもどうなるかが分からないとおっしゃっていたが、行政ができないことをやれるのは民間だと私は思っている。民間に委託をされている例もあるということで、民間のNPOに行政が補助金を出せばよいだけの話である。不登校や悩んでいる子というのは、そもそも学校に不信感を持っているし、役所なんていうところには恐らく不信感を持っている。警察もそうだろうと思う。だから、そういうところから救えない子は、私も尊敬しているけれども、きちんとした民間のNPOがやるべきところだなと私は思う。民間のNPOで自己完結していけばよいのであって、それを行政、公的機関で第三者機関をつくってどうやって結びついていくのか想像がつかないのだが、その辺りはいかがか。

清水参考人

おっしゃるとおりで、私が見ている子供の中でのケースでも、入沢委員が言ってくださったとおり、全ての大人に対して警戒を持つ子供がいます。個人でやっているそういう団体の支援を受けることすらできない子供というのがいまして、家から一步も出られずにいるというのも現状としてあります。教育センターもすごく頑張ってくださいまして、いろいろな取組をされているんですけども、教育センターは新所沢の方にあるだけで、山口など離れたところに住む子たちが自分一人でそこまで通わなければいけないのが現状で、支援を受けたくても自分から行けないというのがあります。そのために市としてどういうバックアップができるのかといたら

なかなか難しいところがあるんだなというのが私自身感じているところです。そこを補うためにボランティア活動をしているということも実際にあるんですけど、民間でやることでの意義と、行政がやることでの意義というところでのつながりと、ということですが、まず、民間のよさというところではもちろん、自由好き放題できるわけではなく、委託されている中である程度の制限がある中でやっていくので、難しさはあると思うのですが、民間のよさを生かしながら、例えば行政の子ども相談センターが実際に自宅に訪問できないケースを委託された民間の会社ができるようになったとすれば、そこで対応して、教育支援をする、家庭支援をしていくということも考えられるというのがあります。ただ、ここは、行政からの委託等を受けなければそういう支援というのはいけません。民間だけの力では、勝手に家庭訪問することは叶いませので、そういった意味では、しっかりと行政と民間が手をつないで考えていく場というのが必要になってくるのではないかと思います。

入沢委員

最終的には目的としては、民間だからこそできるいろいろな、NPOと
いったところに、補助金といったものを所沢市で出すとか、それが最終的
な目的になるのか。

清水参考人

今回の請願の目的としては、そこが最終目的ではありません。

入沢委員

では、ただ、そこを含めた話し合いをしてくれという、そういう場を行政につくってくれということか。

清水参考人

本当に多岐にわたる問題ですので、民間委託で全てがそれを補えるかどうかというところでの意味で、私はそこがゴールではないというふうにお伝えしたいと思っています。民間の力を借りることも必要ですし、一方で、今活動されている市民のボランティア活動も必要ですし、行政が今行っているものも必要なので、全てを統括する部門として、子供をどういうふうに見ていくかということを考えられるようなところが必要だと思っています。

【参考人への質疑終結】

粕谷委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中を本委員会のために御出席いただき、貴重な御意見を述べていただき、心から感謝いたします。

本委員会といたしましては、御意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

休 憩（午前10時59分）

（参考人退室）

再 開（午前11時0分）

【質 疑】

平井委員

児童相談所や教育センターのほかに、市で行っている子供に関する相談業務の概要を伺いたい。

市来こども支援担当参事

子供に関する相談については、こども相談センターで18歳未満の子供や家族からの相談を受け付けています。実際の相談については、令和元年度は1,580件、児童家庭相談という形で相談を受けており、その中で子供本人からの相談は1件です。

その他、子供に関する相談は、ところっこ子育てサポート事業ということで、こども支援課、こども支援センターで保育士による相談を受け付けています。保健センターの子育て世代包括支援センターかるがもにおいて、子供に関する妊娠期からの相談を受け付けています。ひとり親家庭に関する相談については、こども支援課の方で、母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭に関する相談を受け付けています。

平井委員

今の相談業務を聞くと、お母さんに関係するような子育てが中心となっている気がするが、先程の請願者が言ったような、様々な社会的な問題に苦しんでいるとか、虐待を受けたとか、そういった問題をわざわざこういったところまで行って子供が相談するとは思えない。所沢市では各学校に子供の相談室があるとのことだが、そこに相談に訪れる子供はいないと聞いた。教室があるけれども、自分がいじめを受けていて、そこに行くかと

いったら行かないと指摘されている。学校の場合は、担任の先生に訴えるのがベストなのだが、そういった形で子供が本当に相談できる体制というのは、今言った中では、なかなかできていないと感じている。相談の内容は言えないと思うが、主な相談内容はどのようなものか。

市来こども支援担当参事

子供からの直接の相談は、こども相談センターでお伺いしていますが、例えばこども相談センターにつながっているケースで、学校の先生に直接本人が相談して連絡してくるケースもありますし、放課後デイサービスや児童クラブの施設に本人が相談するケースなども、こども相談センターにつながってきています。法務省が実施している子どもの人権SOSミニレターというものがあり、これは全国の小中学校を対象としていて、所沢市内の小中学校にも配布されています。実際に本人が書いたミニレターが法務局に届き、そこからこども相談センターにつながったケースもあります。

浅野委員

第三者機関が設置されたとしたら、子供の幸せにつながると考えるか。

町田こども未来部長

冒頭の参考人の意見の中で継続的な支援という話がありましたが、私たち現場としては、一番気を使って仕事をしている部分です。今、浅野委員から話がありました教育センターなどとのつながりというのは、担当同士では既にやっておりますので、結果的にそういうことが起きてしまったということは、何か歪みがあったりだとか、行き届かないことがあったのか

などと思います。お伝えしたいのは、関連機関には、我々の業務はここままで、後は知りませんということにならぬよう、何度も研修を行いながらさせていただいているということは御承知おきいただきたいと思います。もう1点ですが、社会福祉法の改正がありまして、措置から契約というふう
に福祉の大部分が変わったときに、今までは行政が大変な人たちを救うということ
で何でもできました。ところが、契約になった時点で、福祉を提供するために、何か届出をしなければならなくなったり、相談事ができる人とできない人と、行政側がどうしても人が変わってしまうことがあるので、地域で守りましょうという概念があったというふうに記憶しております。したがって、介護保険についても地域包括があったりだとか、障害者の支援員が始まったときに地域相談支援センターというのがあって、あれは支援費制度が始まってから自立支援法に法律が変わったので、地域でネットワークを組みながら、相談をしながら情報を共有しながらやってみましょうということになり、法律が設定されています。決してズタズタになっているということではないと思います。ただ、参考人がおっしゃったような、そこがスムーズにいつているか否かでいくと、やはりそこは足りていないというご指摘なのかなと思います。繰り返しになりますが、決していろいろな機関で連絡が取れないことはなく、つまりは子供によって、それにまつわることにしましては、我々としては必要なところと調整を行っています。

入沢委員 資料にある西東京市の子ども条例の中に、子どもの権利擁護委員というのがある。そこでは、色々と辛いことがあれば気軽に相談してくださいということだが、このシステムの詳細が分かれば教えてほしい。

内野こども未
来部次長 今回の請願の要旨は、第三者機関を設けてほしいということでしたので、条例については確認しておりません。埼玉県の方で、第三者機関、いわゆる子どもの権利の侵害などについての機関はあります。県内は埼玉県で一括して、この要旨に対する第三者機関はあると確認しています。

入沢委員 請願書の理由のところ、所沢市の現状についていろいろと書かれているが、これについて見解というか、書かれているトラブルなどを把握しているか。

市来こども支
援担当参事 請願書に記載の所沢市における子どもの環境の8項目の中で、児童虐待の相談件数が右肩上がりに対応しきれていないといった記載がありますが、数年前に比べれば確かに相談件数としては増えていますが、対応しきれていないということはありません。

先程もお答えしましたが、令和元年度1,580件、平成30年度は1,742件と平成30年度に比べますと、令和元年度の件数は下がっておりまして、対応しきれていない状況ではありません。こども相談センターは教育センターとの関わりの中で、学校に関わるようなケースも多く入

っておりますので、こども相談センターの中でその事案を終わりにしてしまふことはありません。その子に関わりのある関係機関と話をしたり、その子にとってどういう支援が必要なのか、例えば個別にケース検討会議というのを、その子が関わっている例えば学校だけなのか、児童クラブも関わるのか、関わっている機関を全て呼んで、この子のお家ではどういうことが起きて、どのようにしていったらよいかということを中心にみんなで協議するようなことを行っております。必ずその子の所属している関係機関の方に状況を確認しながら、どういう支援が一番よいのかということは協議しておりますし、継続的に関わりが必要な方については、もちろん支援しております。実際に不登校で学校に行けない子供の家に伺い、母親から朝一緒に学校まで行ってほしいということもありまして、職員が朝早く出勤してその子供の家庭に行き、一緒に登校して教頭先生に引き渡しをするようなことも、その家庭の状況に応じて対応していることがあります。

越阪部委員

所沢市でも色々なことをやっていると思っている。しかし、出てきた請願内容のようなことは、私も以前から縦割りというか、行政上の問題みたいなことをいつも言っている。その中で、どのようなつながりを持って、先ほどの継続みたいなこと、トータルとして考えられることが、細切れになっていて、そのつながりがよくわからない。そして、本当に子どもの幸せというか、そういうことに対してというのを、市民も含め共有するというか、色々な話し合いができて見えるようになっていないというか、

そういうことなのかなと思っている。そこで、今、市の方では色々あると思うが、今日も教育委員会が健康福祉常任委員会には出席しないとか、関連していることが議会の中でも縦割りになっているということで、それができていないということが問題であると思っている。議会そのものもそうであるから、その中で共有するとか一緒にとか議論をするみたいなことを、トータルして議論する、子どもの幸せのためにという、そういうことは、普段どのように市の方で考えてやっているのか。色々な部署というか、関連することを1年間の中でどのような話し合いみたいなことが行われているのか。

町田こども未来部長

先程、参考人からの話にあった環境なのか組織なのかという話で、先程ご答弁したとおり、組織に関しては、やはり連携していかなければいけないということで、私たち現場サイドとしては意識して行っているつもりです。そのため、今まで所沢市では大きな事故につながらないで防ぐことができたと自負しているところではあります。その中でどうしたらもっとよくなるだろうかという議論は、少し足りないのかなと、不足しているところはあるかと思います。参考人の方が小手指の現場で活躍されているお話がありましたが、私個人も地域の寺子屋に顔を出しながらいろいろやっている中で一番感じたことは、参考人がおっしゃることはもっともな話です。家庭の問題があるんだという話をされていましたが、そこで色々と話をして指導してくれる人は元学校の先生であり、親御さんの方から親子関

係がうまくいかない、自分の家庭の中で収まりきれないので、何とか先生にお願いできませんかということとなり、近所のボランティアの先生がやり始めたということです。そこに行って話を聞いて、子供にもインタビューしてきましたし、母親にもインタビューしてきました。やはり、「家庭は手探りでやっている。そのことを周りが理解してくれないのがすごく辛い」というのが母親からのお話でした。子供も子供で、「自分は一生懸命やっているのに誰も認めてくれない」というお話でした。認めてくれないという話を子供から聞いたときには、これだなと感じました。

こども未来部としては、相談の概要ということでシステムの説明はしましたが、まずは我々も含めた大人が子供たちの話をちゃんと聞けるということを、まずは第一として掲げていかなければいけないのかなと思っています。具体的にどういうことだと言っても、なかなかすぐには思い付きませんが、いずれにしても、相談というのは、テクニカル的な事もありますし、家庭の事情とかもありますので、なかなか即座には進まないのがありますけども、何らかの形で児童生徒、子供たちの声を聴く、それから親御さんからの話を聴くというところでは、我々としても研修等をしながら相談業務を進めていきたいと思っています。

越阪部委員

どうしても今の縦割りといった中で、子供のことは縦割りではなく、年齢割りというか、そういうシステムがずっと当たり前のようになっている。ゼロ歳児はどの部署で、というように。各部署では一

生懸命やっている。しかし、トータルした幸せ、人間として、子供として
というか、そういうものを所沢市はどうしたらよいのかなという、どうい
う幸せか、みたいなことを皆でやっていけばよいのかなという話がそれぞ
れなんだろうけれど、トータルした見方みたいなことを継続してというの
は、全てつながりがあるわけだから、そういうことをどうやっていったら
いいのか。一番は、家庭の問題であったり、環境や地域の問題であったり、
学校の問題であったりするのかもしれないが、そういうことを1度トータ
ルして考えるというのが請願者の言われていることなのだと思う。そうい
う場を作ってくださいということで言われていると感じた。そういう意味
では、それぞれが一生懸命していることを、もう少しまとめて全体のこと
を考えるとというか、そういうことが議論される場、そういうことを考えら
れる場というのが、これからはたくさんできれば良いということだと思っ
ている。その点はいかがか。

市来こども支
援担当参事

国の方から2022年度までに、子ども家庭総合支援拠点の設置という
ことが示されておりまして、当市においてもこれから検討を進めていくと
ころです。子供に関わる部署と、所沢市としてどういったものを設置した
らよいのかという議論をして、それについては、今、こども相談センター
には心理士という職種はいないのですが、心理士を設置することも求めら
れておりますので、先程参考人がおっしゃったとおり、家庭の中の問題と
いうのはやはり心理的な部分が出てくると思います。微妙なお話もありま

すので、そういったことのフォローをするために、心理士が母親からの話や、子供からお話を聞いていく。例えば、不登校の話、なぜ行けないのかという話も、心理士が関わり、学校とは違ったところで話を聴いて、では、その子にどういうアプローチをしていったらよいかなど、そういったことも必要であると思います。そういったことも示されておりますので、子供に関する機関が集まって、18歳までの子供と家庭を全て見て支援していく拠点になりますので、どうしたらよいのかということはこれから検討していきたいと思っています。今日もいろいろなご意見を聞かせていただきましたので、そういった視点も踏まえて今後、2022年度までに設置ができるように検討していきたいと思っています。

浅野委員

子供の居場所ということで、児童館は生活クラブの子供が中心になっていて中高生は来たくても難しい。昔は卓球とかできていた時期もあったと思う。児童館は6時で閉館だったと思うが、閉館を夜10時まで延長することは可能なのか。

三上青少年課
長

児童館の開館時間については、一般来館は午後5時30分までとなっております。生活クラブについては、午後6時30分までとなっております、それ以降は事業者ごとに独自事業として、午後7時までお預かりいただいている状況です。なお、児童館は平成24年度から指定管理者制度を導入しましたが、その際に児童館運営協議会に児童館はどうあるべきか諮問したと

ころ、その一つとして中高生の居場所づくりに努めてくださいという答申を受けたことから、指定管理者制度を導入するに当たり、中高生の居場所を確保する事業を展開していただくよう仕様書に盛り込んでいます。こうしたことから、今、浅野委員からご紹介ありましたとおり、児童館の独自事業として閉館した午後5時30分から中高生タイムと称し、卓球や料理教室を定期的にも実施してもらい、中高生の利用を減らさないようにということで、運営を行っています。

浅野委員

午後7時まで中高生は何人訪れているのか。

三上青少年課
長

毎日ではありませんが、月に何度か中高生タイムということで実施しており、来館してもらっています。

越阪部委員

いろいろな意味で、今コロナのことで、大きな考え方というか、生活の方法、いろいろな事を変えなくてはならないということで、いろいろ考えなくてはならないということになっているのかもしれないが、多様性とか違いとか、子供たちがどういうふう生きていくかということ、価値観にしる、幸せ感にしる、本当の意味での子供のことを考えるというか、そういう議論がいっぱいできればいいのかなと思う。そういう意味で今日は良かったと思う。先程言っていた新しいというのはそういう意味だと思うし、それが一緒になって、所沢方式という訳ではないけれども、そういっ

たことをさっき言った中でできるといいと思う。福原委員が言っていたが、市役所の中でもいろいろな事をやっているし、いろいろないいところもあると思うので、そういうことを寄せていき、所沢方式みたいな子供たちのための議論できるようになればよいと思う。

町田こども未
来部長

補足ですが、先程、入沢委員の質疑の中で、請願書2ページ目の第39条「児童相談所ではトラブルもあり、所沢市では2011年には2件の児童虐待保護放棄事件、保護児童同士の暴力事件、保護者からの提訴もされています。」という部分ですが、所沢市では市としてこの2件の児童虐待保護放棄事件は承知していないということをお伝えいたします。

【質疑終結】

休 憩（午前11時30分）

（協議会を開催）

再 開（午前11時38分）

【意見なし】

【採決】

請願第1号については、全会一致、採択すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前11時40分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和2年第2回（6月）定例会

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について